

丸亀市耐震改修促進計画

平成 28 年 3 月

令和 8 年 3 月（改定）

丸 亀 市

－ 目 次 －

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 策定の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 本計画とSDGs	2
6 想定される地震の規模、想定される被害の状況	2

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標の設定

1 特に耐震化を図るべき建築物	5
2 耐震化の現状	6
3 耐震化の目標	8

第3章 耐震化の基本方針と施策

1 基本方針	9
2 耐震化の促進を図るための重点項目	9
3 耐震化の促進を図るための施策	9
4 融資制度及び税制度	10

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が制定された。

また、平成17年3月の国の中央防災会議では、今後10年間で地震による死者数等を半減させることを目標とする地震防災戦略が決定されるとともに、同年6月の地震防災推進会議では、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言が取りまとめられた。

これらを受け、平成17年11月に耐震改修促進法が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を示し、平成27年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%とする目標が定められ、続いて平成28年3月の国の基本方針の改正により、令和2年度末までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率は95%とする目標が定められた。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、一度の災害としては、戦後最大の人命が失われるなど、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害がもたらされた。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7を観測した揺れが連続で発生し、住家の全半壊の被害は約4万3千棟にのぼるなど大きな被害を受け、その後も平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅、ブロック塀の耐震対策の必要性が再認識された。

さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震では、震度7の揺れが発生し、住家の全半壊の被害は約3万棟に及んだ一方で、国の審議会^{※1}によると、耐震改修を行った建築物については、倒壊・崩壊の被害はなく、これまで進めてきた耐震対策の有効性が確認されたところである。

政府の地震調査研究推進本部による長期評価では、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「60～90%程度以上」（令和7年1月1日時点）とされており、この地震が発生すると、本市でも甚大な被害が発生すると想定され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっている。

そこで、耐震改修促進法に基づいて策定している「丸亀市耐震改修促進計画」を改定し、既存建築物の耐震改修を促進する施策を定め、広く住民に知らせるとともに、関係機関との連携のもとに施策の推進に努めるものとする。

※1 社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会

2 計画の目的

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、本市における住宅及び建築物の耐震化

を促進し、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とする。

3 策定の位置付け

丸亀市耐震改修促進計画は、国の基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）及び香川県が策定した「香川県耐震改修促進計画（第四次計画）」（以下「県計画」という。）を踏まえて、また、本市の「丸亀市地域防災計画」に沿って作成する。

4 計画の期間

この計画の期間は、「県計画」に定められている令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

なお、計画期間内における国、県の方針や社会及び経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

5 本計画と SDG s

本計画は大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としており、SDG s のゴール「11 住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性を同じくするものであるため、本計画を推進することにより、SDG s の達成につなげる。



6 想定される地震の規模、想定される被害の状況

将来本市において被害が予想される地震として、

- ① 南海トラフを震源域とする地震
- ② 中央構造線を震源域とする地震
- ③ 長尾断層を震源域とする地震

が想定されている。

このうち、市計画で想定する地震は県計画に合わせて①としており、その被害は次表のよう

南海トラフ※1の最大クラス※2の地震（L2）による被害想定

項 目		被害想定結果	
条 件	震源域	南海トラフ	
	モーメントマグニチュード※3	9.0	
震 度 の 予 測	震度分布	5強～6強	
	液状化分布	臨海部のほとんどがランク A※4 低地部のほとんどがランク D	
	最高津波水位	高さ 3.1m (満潮位・地殻変動考慮)	
建 物 被 害	揺れによる被害	1,700 棟	
	液状化による被害	430 棟	
	津波による被害	260 棟	
	急傾斜地崩壊による被害	わずかにある	
	地震火災による被害（冬 18 時・強風※5）	70 棟	
	合計	2460 棟	
人 的 被 害	死者（冬 5 時※5）	460 人（うち建物倒壊及び火災による被害による死者 100 人）	
	負傷者（冬 5 時※5）	1,620 人（うち建物倒壊及び火災による被害による負傷者 1,500 人）	
	避難者（冬 5 時※5）	避難所	15,000 人
		避難所外	8,500 人

(注意事項)

※1 南海トラフ

プレートが沈み込み、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼ぶ。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいる。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約 4,000m もある巨大な海溝の溝である。

※2 最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす地震・津波のことである。

※3 モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こるものである。この岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュードという。

いわゆるマグニチュードは、日本では気象庁マグニチュードを指し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震のエネルギーであり、規模の大きな地震になると、

岩盤のずれの地震の規模を正確に表せない。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適しており、国際的に使われている。

※4 液状化危険度区分

危険度 A：液状化の可能性大

危険度 B：液状化の可能性中

危険度 C：液状化の可能性小

危険度 D：液状化の可能性なし

※5 被害の算定にあたっての条件

本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表す。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標の設定

1 特に耐震化を図るべき建築物

(1) 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、住民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、地域全体が被災することを防ぐという観点や、災害発生後において、様々なリスクやストレスの発生が懸念される避難所生活ではなく、住み慣れた自宅で過ごす(=在宅避難)という選択肢を可能とするため積極的に耐震化を推進する。

(2) 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条各号に定められている特定既存耐震不適格建築物のうち、多数の者が利用する建築物については、地震時の被害の軽減と、災害対策初動期の機能確保のため、重点的に耐震化を促進する。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物

D I D地区(人口5,000人以上を数える地域で約4,000人/km²以上の国勢調査区が集合している地域)内で、香川県地域防災計画で位置付けられた緊急輸送路のうち市内の道路(以下「緊急輸送道路」という。)沿いにある民間建築物等の耐震化を積極的に促進する。

※ 緊急輸送道路とは、地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員及び生活物資、復旧資機材等の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路である。

・緊急輸送道路

① 第1次輸送確保路線

広域的な輸送に必要な主要幹線道路

② 第2次輸送確保路線

市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路

③ 第3次輸送確保路線

第1次及び第2次輸送確保路線を補完する道路

2 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

令和5年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、本市調査対象区域の住宅は45,010戸である。そのうち、昭和55年以前に建てられた住宅(不詳按分含む)は9,871戸で、その中の耐震化を図った住宅と昭和56年以降に建てられた耐震性のある住宅の合計(不詳按分含む)は35,139戸で、全戸数の90.8%となる。

住宅の耐震化の現状（戸数）

区分	昭和56年以降①	昭和55年以前②	②の内耐震性有③	総数 ①+②= ④	耐震性有 ①+③= ⑤	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
住宅	35,139	9,871	5,751	45,010	40,890	90.8

(出典：令和5年住宅・土地統計調査)

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

住宅を除く建築物のうち一定規模以上の建築物を「多数の者が利用する建築物」として定めている。多数の者が利用する建築物は、下表のとおり、244棟あり、そのうち耐震性があるものは231棟で、耐震化率は94.7%となっている。

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(棟数)

区分	総数 ①	耐震性があるもの ②	現状の耐震化率(%) ②/①
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等(国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防本部等)	9	9	100
学校(小学校・中学校)	42	42	100
学校(高等学校、大学等)	27	27	100
体育館(一般公共の用に供されるもの)	4	4	100
老人ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの	41	40	97.6
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	27	27	100
病院・診療所	28	21	75.0
公営住宅、改良住宅等	31	29	93.5
ホテル・旅館	10	8	80.0

百貨店、マーケットその他の物販販売業を営む店舗等	9	8	88.9
劇場、集会場、博物館、図書館等	10	10	100
飲食店等	5	5	100
ボーリング場その他これらに類する運動施設	1	1	100
合計	244	231	94.7

(令和7年度末時点)

(3) 市有建築物における耐震化の現状

市が所有している建築物については、耐震改修促進法第14条に定められている特定既存耐震不適格建築物以外の建築物でも、防災上重要な施設や市民の集まる施設が多くあり、耐震化状況を把握し、耐震化を図る必要がある。

市有建築物の耐震状況は下表のとおりである。市有建築物358棟のうち、耐震性があるものは269棟で耐震化率は75.1%となっている。

市有建築物の耐震化の現状 (棟数)

区分	昭和56年以降①	昭和55年以前②	②の内耐震性有③	総数①+②=④	耐震性有①+③=⑤	現状の耐震化率(%) ⑤/④
福祉施設 (保育所・こども園等)	17	14	12	31	29	93.5
学校・幼稚園校舎	41	66	64	107	105	98.1
学校屋内体育館	16	10	10	26	26	100
庁舎 消防本部等	5	2	1	7	6	85.7
市民が集まる施設 (公民館・体育館等)	27	10	6	37	33	89.2
診療施設	0	3	3	3	3	100
市営住宅等	51	89	10	140	61	43.6
その他	5	2	1	7	6	85.7
合計	162	196	107	358	269	75.1

(令和7年度末時点)

3 耐震化の目標

住宅の耐震化率の現状は、90.8%程度と推測され、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、94.7%となっていることから、国の基本方針並びに県計画による目標耐震化率を参考に、令和12年度末までの耐震化率は、住宅については95%、多数の者が利用する建築物については98%を目標とする。

一方、市有建築物については、現状の耐震化率は75.1%程度であり、令和7年度末までの耐震化率の目標である90%以上を達成できていないため、引き続き各施設のあり方も検討しつつ、令和12年度末までに耐震化率90%以上を達成することを目指す。なお、改定前の計画第5章の市有施設のうち防災拠点施設については、概ね耐震化が達成できる見通しのため、本計画から除くこととした。

耐震化率の現状と目標

区分	耐震化率	
	現状	目標 (令和12年度末)
住宅	90.8% (令和5年度)	95%
多数の者が利用する建築物	94.7% (令和7年度)	98%
市有建築物	75.1% (令和7年度)	90%

第3章 耐震化の基本方針と施策

1 基本方針

住宅及び建築物等の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者又は管理者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題と意識して取り組むことが不可欠である。

市は、こうした所有者等の取組を支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や施策を行い、市民の自主的、主体的な取組を促進する。

2 耐震化の促進を図るための重点項目

(1) 重点的に耐震化すべき地域、地区

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ① 人口集中地区（D I D地区：人口5,000人以上を数える地域で約4,000人/km²以上の国勢調査区が集合している地域）
- ② 法に基づき指定する避難路沿道地域
- ③ 地域防災計画に定める緊急輸送路及び避難路の沿道地域
- ④ 地震時等に著しく危険な密集市街地

(2) 重点的に耐震化すべき建築物

重点的に耐震化すべき建築物は、次のとおりとする。

- ① 住宅
- ② 緊急輸送道路沿道建築物
- ③ 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎等
- ④ 災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ⑤ 災害時に救護施設となる病院
- ⑥ 災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ⑦ 災害時に一時居住施設となる公営住宅等
- ⑧ その他、特定既存耐震不適格建築物

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定

地震発生時に通行を確保すべき道路は、次のとおりとする。

- ① 香川県地域防災計画に定める緊急輸送路のうち市内の道路（緊急輸送道路）
- ② 通学路等（丸亀市教育委員会等が認める通学路又はこれと同等と市長が認めるもの）

3 耐震化の促進を図るための施策

住宅・建築物の所有者等の地域防災対策に対する取組を出来る限り支援するため、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための施策を講じる。

(1) 市耐震改修促進計画の策定

- ① 住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化の促進をするための計画の策定
- ② 施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- ③ 支援制度の創設の検討
- ④ 「アクションプログラム」の策定とPDCAの実行(取組、進捗状況の把握や検証)

(2) 住宅・建築物の所有者等が実施する事業に対する支援

- ① 民間住宅・建築物の耐震診断・改修等への補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する補助も含む。）
- ② 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への補助
- ③ 民間施設の危険なブロック塀等の撤去への補助^{※1}
- ④ 家具の転倒防止対策や感震ブレーカーの設置の促進

※1 当該事業の対象となる道路等は、丸亀市教育委員会等が認める通学路又はこれと同等と市長が認めるものとする。

※2 耐震診断及び耐震改修、危険ブロック塀撤去の促進を図るための支援策は、丸亀市耐震改修促進計画改定時のものであり、制度が変更になる場合がある。

(3) 耐震診断及び耐震改修の啓発ならびに知識の普及

- ① 相談体制の整備及び情報提供の充実
- ② 耐震化に関するパンフレット等の配布
- ③ リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ④ 香川県・県内市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく啓発

(4) 県及び建築関係団体との連携

- ① 県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力
- ② 大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施
- ③ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- ④ 地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- ⑤ 各地域の実情に応じた耐震診断・耐震改修を担う人材育成
- ⑥ 自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、学校等地域に根ざした共同体との連携構築
- ⑦ 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による措置の実施についての所管行政庁との連携

4 融資制度及び税制度

(1) 融資制度

耐震改修に要する経費について、住宅の場合は独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）において、また建築物の場合は日本政策投資銀行において融資制度があるため、その活用が図られるよう周知に努める。

（２）税制度

耐震改修に係る利用可能な主な税制度として、現在下記のものがあり、その活用が図られるよう制度の周知に努める。

ア 住宅に係る税制度

- ① 所得税：令和 7 年 12 月 31 日までに行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の 10%相当額（上限 25 万円）をその年分の所得税から控除

- ② 固定資産税：令和 8 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額を 1 年間 1 / 2 に減額（特に通行障害既存 不適格建築物である住宅の耐震改修は 2 年間 1 / 2 に減額）